みやき町浄化槽整備推進事業に関する募集要項等の質問に対する回答

質問及び回答　　H27.8.3

No	質問内容					回答
	書類名	頁	質問項目		内容	
1	募集要項（案）	7	Ⅲ.3.(1)	参加資格の審査・確認	「（1）参加申込書の提出 応募者は、代表企業によって、次に掲げる書類を提出し」とありますが、印鑑証明や法人税納税証明書、登記簿謄本は、構成企業のみという認識でよろしいでしょうか。その場合、協力企業の必須提出書類をご教授ください。	お見込みのとおりです。また、協力企業の提出書類については、Ⅲ.3.(1)⑥法人税等納税証明書（地方税に係るものを含む）・法人税（又は所得税）、消費税及び地方消費税→所管する税務署発行の提出となります。
2	要求水準書（案）	3	Ⅲ.2.(1)	浄化槽の設置業務	1）浄化槽の設置業務に「町が定める基準額」とありますが、環境省基準額は、5人槽￥837,000-、7人槽￥1,043,000-、10人槽￥1,375,000-ですが、町が定める基準額は開示頂けますでしょうか。	条例により定めます。
3	要求水準書（案）	8	Ⅳ.2.(4)	設置工事の手順	（4）設置工事の手順に「浄化槽設置分担金の納付を通知するものとする」とありますが、5人槽、7人槽、10人槽の分担金は開示いただけますでしょうか。	条例により定めます。
4	要求水準書（案）	14	Ⅵ.3.	単独処理浄化槽・汲み取り槽撤去工事の対応	「事業者は、設置申請者から単独処理浄化槽又は汲み取り槽の撤去工事を受託する場合」とありますが、本書P9　（7）には、「本工事は本事業の対象外とする」とございます。ＳＰＣは本事業以外の一切の事業が出来ないと認識していますが、単独処理浄化槽・汲み取り槽撤去工事に関しては、関連業務として受託可能という認識でよろしいでしょうか。	ＳＰＣは浄化槽本体工事以外は受託できません。本体工事以外の工事については、構成企業が独自に受託することはできます。
5	募集要項（案） -様式集-	3	5	住民サービス	（1）住民負担の軽減に「本事業と関連した水回りの改造工事、住宅リフォームの需要への対応」について、提案書に記載することとなっておりますが、ＳＰＣは本事業以外の一切の事業が出来ないと認識しています。関連業務はＳＰＣにて実施してもよい、との認識でよろしいでしょうか。その場合、ＳＰＣは10年で解散ですので、構成企業にて住民と契約した方がアフターサービスがより充実すると思いますが、町はどのようにお考えでしょうか。	質問４の回答を参照下さい。

みやき町浄化槽整備推進事業に関する募集要項等の質問に対する回答

質問及び回答　　H27.8.3

No	質問内容					回答
	書類名	頁	質問項目		内容	
6	要求水準書（案）	17	Ⅷ.3.(2)	維持管理業務に係る対価の支払	（2）維持管理業務に係る対価の支払の中に四半期ごとに業務実施内容を町へ報告し、町が報告内容を確認し、町と事業者が協議を行い、承認を通知し、再度対価の支払について町と事業者が協議を行うとなっておりますが、4.5.6月分を7月に、7.8.9月分を10月に、10.11.12月分を1月に、1.2.3月分を4月に支払っていただけると認識しておりますが、支払月の支払は確約いただけるのでしょうか。	支払月の支払はお見込のとおり予定しています。
7	要求水準書（案）	7	Ⅳ.2.(2)	年度別設置工事計画	2）年度別設置工事計画に「年度別設置工事計画を作成するものとする。」とございますが、毎年度、年度開始前に提出との認識で宜しいでしょうか。	事業開始の日から概ね１０年間において別表１に示す、累計１．５００基の設置工事を行う年度別設置工事計画の提案を求めます。
8	要求水準書（案）	14	Ⅵ.1 Ⅵ.2	流入管・放流管工事への対応 排水設備工事・家屋改築工事への対応	1.流入管・放流管工事、2.排水設備工事・家屋改築工事への対応の中に、「設置申請者から請け負う場合、工事契約の手順や標準的な価格を示す」とありますが、示す先は設置申請者であり、町への報告は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	排水設備（流入管、放流管を含む）については、浄化槽の維持管理に大きく影響を及ぼしますので、排水設備の工事については、公共下水道の指定工事店が工事を行い、工事の内容、金額については町へ報告を求めます。
9	募集要項（案）	9	Ⅲ.7	募集予定価格	「募集予定価格は、浄化槽設置業務・運営業務の対価、割賦手数料、浄化槽維持管理費の対価並びにその各金額のうち消費税対象額に対する消費税及び地方消費税相当額を単純に合計した金額」と記載がありますが、消費税は１０％で計算されているとの認識で宜しいでしょうか。	平成２８年度は８％、平成２９年度以降は１０％で計算します。
10	事業契約書（案）	6	第18条	設置期間中の不可抗力による損害	「第21条に規定する合格通知の交付前に～」とございますが、第21条は（所有権移転）について記載されています。 第20条の（管理者等が行う工事完了検査）の通知の事を指すのではないでしょうか。 ※第28条、第30条も同様です	お見込みのとおりです。修正します。

みやき町浄化槽整備推進事業に関する募集要項等の質問に対する回答

質問及び回答　　H27.8.3

No	質問内容					回答
	書類名	頁	質問項目		内容	
11	事業契約書(案)	6 8	第18条 第29条	設置期間中の不可抗力による損害 維持管理期間中の不可抗力のよる損害	第18条3項および第29条に、「第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く」とございますが、第55条は（関係者協議会等）について記載されています。 第54条の（設置工事保険等）ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。修正します。
12	事業契約書(案)	15	第56条	経営状況の報告	事業年度は、選定事業者で定めて宜しいのでしょうか。	提案を求めます。
13	要求水準書（案）	20	別紙1	町と事業者(SPC）のリスク分担(案)	浄化槽設置分担金の未納付はＳＰＣリスクとなっておりますが、実施方針(案)のリスク分担、質問回答で「受益者負担金の不納付リスクは、町が全て責任を負う」とございました。 要求水準書が高位であり、分担金の未納付はＳＰＣリスクという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。分担金の支払いが確認できてからの工事着手など、リスク回避をご提案ください。 質問４５を参照ください。
14	要求水準書（案）	7	Ⅳ.2.(2)	年度別設置工事計画	50人槽までの浄化槽の設置工事費について別途事業契約に規定するものとする、とございますが事業契約に記載されていません。 設置工事費についてご教示頂けないでしょうか。	町で設置基準工事費を設けます。
15	要求水準書（案）	9	Ⅳ.2.(7)	単独処理浄化槽・汲み取り槽撤去工事の対応	（７）単独処理浄化槽・汲み取り撤去工事への対応 「本工事は本事業の対象外とする」 とございますので、営業推進をＳＰＣが行い、工事は町の方で行って頂くという認識で宜しいでしょうか。	町では工事を行いませんので、設置者が工事業者と契約を結ぶ事となります。
16	要求水準書（案）	13	Ⅴ.3.(7)	維持管理記録の方法	「事業者は、保守点検、清掃、修繕及び法定検査の結果等の維持管理記録～」 清掃に関しては、町の方で行われるという認識ですが、業務報告等は町と事業者が連携して行うという事で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、提案を求めるものとします。

みやき町浄化槽整備推進事業に関する募集要項等の質問に対する回答

質問及び回答　　H27.8.3

No	質問内容					回答
	書類名	頁	質問項目		内容	
17	要求水準書（案）	14	Ⅵ.1	流入管・放流管工事への対応	流入管・放流管の工事は、設置申請者の負担となりますが、今後、町又は県の補助制度を創設する予定はございますでしょうか。	ありません。
18	募集要項（案）	2	Ⅱ.1.(3)ｲ.①	事業期間等	設置工事期間は、平成38年2月迄 維持管理期間は、平成38年3月迄 事業期間終了の平成38年5月迄の２ヵ月間は、どのような業務があるのでしょうか。	５月末までに設置工事に対する対価の支払いを行いますので、Ｈ３８年５月までＳＰＣの存続が必要です。
19	募集要項（案）	3	Ⅱ.1.(3)ｳ.⑬	事業の実施方法	町の条例に定める浄化槽使用料とございますが、使用料をご教示頂けないでしょうか。	条例により定めます。
20	募集要項（案）	7	Ⅲ.3.(2)	参加申込書提出後の辞退	参加辞退をする場合は、平成27年8月末日迄とございますが、平成27年9月1日の参加資格審査の結果前に辞退されたとしても複数の参加表明があったとみなし、募集予定価格を公表して頂けるのでしょうか。	複数参加表明とはみなしませんので公表しません。
21	募集要項（案）	2	Ⅱ.1.(3)ｲ.①	事業期間等	イ.事業期間等①に浄化槽整備事業期間は、事業契約成立後から平成38年5月までとする。ただし、設置工事期間は、平成28年4月から～」とありますが、事業契約は、平成27年12月議会にて議案提出とスケジュールに記載があります。12月議会から設置工事開始までの3か月間は営業期間との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書（案）	4	Ⅱ.4.	住民への広報	広報活動は、町と事業者との共同で実施するとの認識で宜しいでしょうか。	町はＳＰＣの広報活動に資料提供等で協力します。

みやき町浄化槽整備推進事業に関する募集要項等の質問に対する回答

質問及び回答　　H27.8.3

No	質問内容					回答
	書類名	頁	質問項目		内容	
23	要求水準書（案）	8	Ⅳ.2.(4)	設置工事の手順	設置工事の手順の中には「選定事業者と設置申請者との工事請負契約」との文言はありませんが、事業契約書（案）第6条の2に工事請負契約との記載があります。工事請負契約は締結しなければならないのでしょうか。締結する場合、建設業法に準じて宜しいでしょうか。	提案を求めます。
24	要求水準書（案）	3	Ⅱ.2.(1)	浄化槽の設置業務	コスト削減に努めても町の基準額の上限を超えた場合はどうなるのでしょうか。	増嵩費は個人負担としますが、提案を求めます。
25	募集要項（案）	3	Ⅱ.1.(3)ｳ.⑥,⑧	事業の実施方法	町の条例に定める分担金・使用料とありますが、もう定められているのでしょうか。 まだだとすればいつ頃になるのでしょうか。	９月議会で条例（案）を上程します。
26	要求水準書（案）	7	Ⅳ.2.(2)	年度別設置工事計画	各年度、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を１０％以上実施する事を目標とするとありますが、単独浄化槽設置者の情報等はご提示頂けるのでしょうか。	可能な限り提示します。
27	要求水準書（案）	8	Ⅳ.2.(4)ｲ.	年度別設置工事計画	民有地の無償貸借契約について、実施方針（案）の回答でSPCを通じて行う事を想定しております。とありましたが、町としか契約書を交わさないという設置申請者がいた場合はご対応頂けるのでしょうか。	町で対応致します。工事契約は設置者とＳＰＣとの契約となりますので、契約を締結できなければ、設置工事はできません。
28	募集要項（案）	2	Ⅱ.1.(3)ｱ.③	事業の内容	（3）事業概要　ア.事業の内容に「③維持管理及び軽微な補修の実施。」とありますが、軽微でない補修はどのような対応になるのでしょうか。	維持管理については、ＳＰＣが行う事となりますので、軽微な補修では済まない補修については、町と随時協議を行うこととします。

みやき町浄化槽整備推進事業に関する募集要項等の質問に対する回答

質問及び回答　　H27.8.3

No	質問内容					回答
	書類名	頁	質問項目		内容	
29	募集要項（案）	2	Ⅱ.1.(3)ｲ.②	事業期間等	（3）事業概要　イ.事業期間等に「③維持管理期間終了後の維持管理及び軽微な補修事業は、本事業とは別の事業として実施する。」とありますが、具体的な内容は決定されておりますでしょうか。	決定していません。
30	募集要項（案）	2	Ⅱ.1.(3)ｳ.①	事業の実施方法	（3）事業概要　ウ.事業の実施方法に「ウ.ＳＰＣは、地域住民に対してＰＦＩ方式による浄化槽整備事業についての広報及び啓発を行う。」とありますが、町からの広報啓発は何かお考えでしょうか。 また、町からＳＰＣに対して、広報啓発の内容について指導はお考えでしょうか。	１０月より説明会を実施する予定です。 広報啓発の内容については、提案とします。
31	募集要項（案）	9	Ⅲ.7.(1)	募集予定価格	募集予定価格は、事業期間にわたって町がSPCに支払う浄化槽設置費の対価及びSPCの運営業務の対価、割賦手数料、浄化槽維持管理業務、並びにその各金額のうち消費税対象額に対する消費税及び地方消費税相当額を単純に合計した金額（総額）であり、以下のものが含まれる。なお、事業契約書（案）に規定する金利変動及び物価変動等に応じた改定は見込んでいない。」とありますが、平成28年に消費税額が上がる予定が出ていますが、消費税額が上がった場合は、どうお考えでしょうか。	平成２８年度は８％で平成２９年度以降は１０％で計算します。
32	要求水準書（案）	12	Ⅴ.3.(5)②	業務の品質向上	「浄化槽の保守点検については、物件毎に記録を作成すること。」とありますが、作成した記録の保存期間は、どのようにお考えでしょうか。	保存期間については、５年間保管とします。
33	要求水準書（案）	4	Ⅱ.4.	住民への広報	「広報資材を活用し」とありますが、広報資材の具体的な内容につきましては、リーフレット等に限らず、より住民に対し周知できるようなものを、個々に提案をしていくという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

みやき町浄化槽整備推進事業に関する募集要項等の質問に対する回答

質問及び回答　　H27.8.3

No	質問内容					回答
	書類名	頁	質問項目		内容	
34	募集要項（案）	3	Ⅱ.1.(4)	支払いに関する事項	当該年度予算の範囲内とありますが、完工予定基数を超えた場合、対価の支払いは翌々年5月の支払いと考えて宜しいでしょうか？ご教授願います。	お見込みのとおりです。
35	要求水準書（案）	4	Ⅱ.5.	事業者の目標達成に対するインセンティブ措置・ペナルティ措置	インセンティブ措置及びペナルティ措置とは具体的には、どんな事及びどんな物なのでしょうか。ご教授ください。また、措置内容については、町と事業者との協議のうえ決定しとありますが、事業者の意見.提案も反映されるのでしょうか。	提案を求めます。
36	要求水準書（案）	7	Ⅳ.1.(1)	設置業務の実施体制等	（１）設置業務の実施体制の中に、必要な有資格者を適切に配置とあるが、有資格者とはどんな資格が必要なのでしょうか。	要求水準書（案）Ⅰ.3.遵守すべき法令等を参照下さい。
37	要求水準書（案）	7 11	Ⅳ.1.(2) Ⅴ.2.(2)	窓口業務 窓口業務	設置業務に係る窓口及び、維持管理業務に係る窓口を設置するとありますが、窓口設置場所は事業者の社内に設けるという認識でよろしいでしょうか。	提案を求めます。
38	その他				設置申請前について・・・設置申請者の土地が浄化槽を設置する用地がなく、また近隣にも町用地がない場合、設置申請者はどうすればよいのでしょうか。（例えば国・県の用地があった場合はそこに相談できるのでしょうか）	設置者が浄化槽の設置の土地を用意することとなります。
39	その他				施工開始から使用開始までの期間・・・工事開始からは設置申請書家族は家から外に出て仮設トイレを使用しなければならないが、女性・子供・老人等は不便であるのではないでしょうか。イメージアップのため仮設トイレまでの間を家から直接行ける仮設通路を設けてはどうでしょうか。（リスク：仮設費がかかる）	提案を求めます。
40	要求水準書（案）	11	Ⅴ.1.(2)	寄附を受けた浄化槽	寄附を申請された合併浄化槽が、設定された寄附採納条件に満たない場合、新設（PFI事業）の対象となるのでしょうか。	条件を満たさない場合は寄附を受けません。 条件を満たすように修理や法定検査を行うことが必要です。

みやき町浄化槽整備推進事業に関する募集要項等の質問に対する回答

質問及び回答　　H27.8.3

No	質問内容					回答
	書類名	頁	質問項目		内容	
41	要求水準書（案）	8	Ⅳ.2.(4)ｲ.	民有地の無償貸借契約	浄化槽の設置申請をされた土地が借地の場合、事業の対象となりますでしょうか。また、設置可能でしょうか。	借地の場合は、土地所有者との承認が必要とします。
42	募集要項(案)	2	Ⅱ.1.(3)	事業概要	浄化槽の設置及び維持管理は全てPFI事業で行うという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、浄化槽の清掃・汚泥運搬は除きます。
43	募集要項(案)	2	Ⅱ.1.(3)	事業概要	一浄化槽に対し、一家屋限定でしょうか。一浄化槽、隣接二家屋等は可能なのでしょうか。	一敷地一浄化槽を基本としますが、提案を求めます。
44	要求水準書（案）	5	Ⅲ.1.	事業計画	「イ.町が負うリスク　⑤使用料の不納者に対する責任」とありますが、使用料の滞納が発生した場合の対処の方法はどのようにお考えでしょうか。維持管理停止となりますでしょうか。	使用料の滞納については、設置工事の際に説明不足が原因であればＳＰＣの責務となり、そうでなければ町の責務となり、町で対応します。**滞納解消に関する工夫などをご提案ください。**
45	募集要項(案)	3	Ⅱ.1.(3)ｳ.⑥	事業の実施方法	⑥「設置申請者は、浄化槽設置負担金を町に納付する」とありますが、申請者が町に直接納付するのでしょうか。リスク分担（案）で浄化槽設置分担金の未納付はSPCの負担となっており、SPCを介しての納付となるのでしょうか。	町への直接納付となります。納付完了しなければ、設置工事できません。
46	募集要項(案)	3	Ⅱ.1.(3)ｳ.⑦	事業の実施方法	⑦「SPCは、浄化槽の設置工事を自らの責任により実施する」とありますが、設置申請者とSPC間で工事請負契約の締結は必要でしょうか。	必要です。
47	募集要項(案)	3	Ⅱ.1.(3)ｳ.⑪	事業の実施方法	⑪「町は、翌年5月末迄に対価の支払いを実施する」とありますが、5月末日が土曜日、日曜日となる場合も、支払いは月明け（6月）ではなく、月内（5月中）に行って頂けるのでしょうか。	月内に行います。

みやき町浄化槽整備推進事業に関する募集要項等の質問に対する回答

質問及び回答　　H27.8.3

No	質問内容					回答
	書類名	頁	質問項目		内容	
48	募集要項（案）	9	Ⅲ.7.(1)	募集予定価格	浄化槽設置事業費の割賦支払による割賦手数料」とは、設置事業および初期費用等に要した銀行借入の支払利息との理解で宜しいでしょうか。また、町とSPC間の割賦手数料の清算（計算）方法はどのように行う予定でしょうか。	お見込みのとおりです。また、清算（計算）方法については、募集要項（案）Ⅲ.7.(1)の③および④のとおりです。
49	要求水準書（案）	4	Ⅱ.5.	事業者の目標達成に対するインセンティブ措置・ペナルティ措置	「定量的な数値目標を設置し、インセンティブ措置及びペナルティ措置を設ける方針」とありますが、優先交渉権決定後の協議かと思いますが、現段階で設置業務費について、どの程度の増減額を設定する予定（想定）でしょうか。	提案を求めます。
50	その他				設置申請者に対し、設置費用等の公的なローンはありますか （もしくは用意されるご予定はありますか）。	予定ありません。
51	優先交渉権者決定基準(案)	4	別表	提案書の評価項目と配点表	合計点数が「75」と記載がありますが、各項目の配点を足していきますと「80」となります。どちらが正しいのでしょうか。	７５点に修正します。